

定 款

2022年 6月 24日改正

四国化成工業株式会社

代表取締役 田中直人

四国化成工業株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、四国化成工業株式会社と称し、英文では、SHIKOKU CHEMICALS CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種化学工業薬品、医薬品、医薬部外品、化学肥料、農薬の製造、加工及び販売
2. 各種建築土木資材、住宅・店舗用製品の製造、加工及び販売並びに関連施設の設計、施工
3. 一般土木工事及び外構工事の設計、施工、管理及び請負
4. 各種シャッター工事及び建築用建具工事の設計、施工、管理及び請負
5. 各種機械装置、器具の設計、製作及び販売
6. 魚介類等水産物の加工及び販売
7. 農産物、林産物の加工及び販売
8. 陸運業、海運業及び運送取扱業
9. 情報システムの開発、販売並びにコンピューター及びその関連機器の販売
10. 情報処理に関する調査、研究、教育及びコンサルティング業務
11. 生花、園芸植物の販売及び関連資材の製造、販売並びに造園・緑化工事の設計、施工、管理及び請負
12. 飲食店の経営
13. 不動産及びその付属施設の賃貸、管理
14. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
15. 環境に関する分析、評価、試験及び検査の受託
16. 水処理施設の設計、施工、管理及びコンサルティング業務
17. ビル管理並びに一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬業務
18. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を香川県丸亀市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億3,585万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集地)

第13条 当社の株主総会は、本店所在地又はその隣接地においてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役会長が空席の場合、又は事故あるときは、予め取締役会で定めた順

序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 19 条 当社の取締役は 15 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役会長が空席の場合、又は事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 4 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に規定する金額の合計額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 29 条 当社の監査役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 4 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に規定する金額の合計額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人との責任限定契約)

第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に規定する金額の合計額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 39 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 40 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

② 当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第 8 章 買 収 防 衛 策

(買収防衛策の導入等)

第 42 条 当社は、買収防衛策の導入、継続、変更及び廃止については、株主総会の決議により定めることができる。

② 前項に定める買収防衛策の導入、継続、変更及び廃止とは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続き及びこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定め、その適用を継続し、その内容を変更し、又はその適用を廃止することをいう。

(新株予約権無償割当て等の決議機関)

第 43 条 当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続きに従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当て及び募集新株予約権の割当てを行うことができる。

附則

(吸収分割に関する経過措置)

第 1 条及び第 2 条の変更は、第 102 回定時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決されること及び上記吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、2023 年 1 月 1 日に効力を生ずるものとする。なお、本条は、上記の定款変更の効力発生後、これを削除する。

(事業年度変更に関する経過措置)

- ① 第 38 条の規定にかかわらず、第 103 期事業年度は、2022 年 4 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの 9 カ月間とする。
- ② 第 40 条第 2 項の規定にかかわらず、第 103 期事業年度の間配当の基準日は 9 月 30 日とする。
- ③ 本条は、第 103 期事業年度の末日を経過後、これを削除する。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- ① 変更前定款第 16 条の削除及び変更後定款第 16 条の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条はなお効力を有する。
- ③ 本条は、2023 年 3 月 1 日又は前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(定款備置きにかかる添付資料)

2022年6月24日

定款についての補足説明(1)

四国化成工業株式会社

当社は、2022年6月24日開催の株主総会において、持株会社体制への移行に伴い、現行定款の第1条及び第2条を以下のとおり変更することを決議しております。

なお、これらの変更は、当社と当社の完全子会社である分割準備会社3社(四国化成工業化学製品事業分割準備株式会社、四国化成工業建材事業分割準備株式会社及び四国化成工業シェアードサービス分割準備株式会社)との間で、2022年4月28日付で締結された吸収分割契約に基づく吸収分割の効力発生を条件として、当該吸収分割の効力発生日である2023年1月1日(予定)にその効力が生ずるものとされております。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現行定款	変更後の定款
(商号) 第1条 当社は、 <u>四国化成工業株式会社</u> と称し、英文では、 <u>SHIKOKU CHEMICALS CORPORATION</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>四国化成ホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>SHIKOKU KASEI HOLDINGS CORPORATION</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 各種化学工業薬品、医薬品、医薬部外品、化学肥料、農薬の製造、加工及び販売 2. 各種建築土木資材、住宅・店舗用製品の製造、加工及び販売並びに関連施設の設計、施工 3. ~17. (条文省略) 18. 前各号に付帯する一切の事業 (新設)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。) <u>その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u> 1. 各種化学工業薬品、医薬品、医薬部外品、化学肥料、農薬の <u>研究開発</u> 、製造、加工及び販売 2. 各種建築土木資材、住宅・店舗用製品の <u>企画、開発</u> 、製造、加工及び販売並びに <u>関連施設の設計、施工</u> 3. ~17. (現行どおり) 18. 前各号に付帯 <u>又は関連</u> する一切の事業 <u>② 当社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u>

以上

(定款備置きにかかる添付資料)

2022年6月24日

定款についての補足説明(2)

四国化成工業株式会社

当社は、2022年6月24日開催の株主総会において、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設け、また、現行定款の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除することを決議しております。

なお、これらの変更は、2022年9月1日にその効力が生ずるものとされております。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現行定款	変更後の定款
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)
(新設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち <u>法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

以上